

VI. 参考資料

平成31年度学校基本調査スケジュール

時期	文部科学省	都道府県・市町村統計主管課	学校	
平成31年	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○8日 新設学校登録の依頼</li> <li>○12日～15日 各ブロック説明会</li> <li>◇7日 委託費の必要額調べ依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○22日 新設学校登録・回答</li> <li>○12日～15日 各ブロック説明会</li> <li>◇27日 委託費の必要額調べ提出</li> </ul>	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○試行運用</li> <li>○手引・調査票等の発送</li> <li>○オンライン調査システム回答用調査対象者ID・パスワード配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○試行運用</li> <li>○手引・調査票等の発送</li> <li>○オンライン調査システム回答用調査対象者ID・パスワード配布</li> </ul>	○試行運用 (希望があれば)
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇委託費交付決定、支払手続き</li> <li>○8日 オンライン調査システム開始</li> <li>◇9日 委託費精算書提出<sup>※</sup> (5/31までの返納を希望の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○8日 オンライン調査システム開始</li> <li>○システム上の<sup>※</sup>切設定</li> <li>◇9日 委託費精算書提出 (5/31までの返納を希望の場合)</li> </ul>	
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1日 調査期日</li> <li>○学校情報ファイル更新依頼(下旬)</li> <li>□31日 国立学校の調査票提出<sup>※</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1日 調査期日</li> </ul>	○1日 調査期日 ○調査票の作成・提出
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇4日 委託費精算書提出<sup>※</sup> (8/31までの返納を希望の場合及び不用額が発生しない場合)</li> <li>○25日 調査票・学校情報ファイル提出<sup>※</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇4日 委託費精算書提出 (8/31までの返納を希望の場合及び不用額が発生しない場合)</li> <li>○エラーチェック</li> <li>○25日 調査票・学校情報ファイル提出</li> </ul>	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○速報の集計に伴うエラー照会</li> <li>□31日 国立学校の施設調査票提出<sup>※</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エラー修正・回答</li> </ul>	
	8月	○速報公表(上旬)		
	9月	○速報時からの修正	○速報時からの修正・回答	○修正報告 (修正の必要があれば)
	10月	○報告書集計に伴うエラー照会	○エラー修正・回答	
	11月			
	12月	○報告書刊行(下旬)		

- : 学校基本調査 実査業務関連
- : 学校基本調査 国立附属学校関連
- ◇: 学校基本調査・学校保健統計調査委託費関連

— 調査票の種類別報告義務者等一覧 —

※オンライン調査システムによる提出の場合は、紙の調査票の配布・収集の必要はありません。

(1) 都道府県立学校

調査票の種類		報告義務者	調査票の作成単位	提出部数	提出先	調査期日	備考
学 校 調 査 票	小学校	校長	本校分校別	左の作成単位毎に3部	都道府県知事	平成31年5月1日	
	中学校	〃	〃	〃	〃	〃	
	義務教育学校	〃	〃	〃	〃	〃	
	高等学校 (通信制独立校を除く)	〃	〃	〃	〃	〃	
	中等教育学校	〃	〃	〃	〃	〃	
	特別支援学校	〃	〃	〃	〃	〃	
	幼稚園	園長	本園分園別	〃	〃	〃	
	幼保連携型認定こども園	〃	〃	〃	〃	〃	
	専修学校	校長	本校分校別	〃	〃	〃	
各種学校	〃	〃	〃	〃	〃		
学校通信教育調査票 (高等学校)		校長	本校分校別	3部	都道府県知事	平成31年5月1日	
学 校 調 査 施 設 票	高等学校等	校長	本校分校別	3部	都道府県知事	平成31年5月1日	専修学校、幼保連携型認定こども園のみ
	各種学校	〃	〃	〃	〃	〃	
卒 業 調 査 票	義務教育学校 特別支援学校(中学部)	校長	本校分校別	3部	都道府県知事	平成31年5月1日	
	高等学校 特別支援学校(高等部)						
	中等教育学校	校長	〃	〃	〃	〃	後期課程は本科の卒業者のみ調査します。

(2) 市町村立学校

調査票の種類		報告義務者	調査票の作成単位	提出部数	提出先	調査期日	備考
学 校 調 査 票	小学校	校長	本校分校別	左の作成単位毎に3部	市町村長	平成31年5月1日	
	中学校	〃	〃	〃	〃	〃	
	義務教育学校	〃	〃	〃	〃	〃	
	高等学校 (通信制独立校を除く)	〃	〃	〃	都道府県知事	〃	
	中等教育学校	〃	〃	〃	〃	〃	
	特別支援学校	〃	〃	〃	市町村長	〃	
	幼稚園	園長	本園分園別	〃	〃	〃	
	幼保連携型認定こども園	〃	〃	〃	〃	〃	
	専修学校	校長	本校分校別	〃	〃	〃	
各種学校	〃	〃	〃	〃	〃		
学校通信教育調査票 (高等学校)		校長	本校分校別	3部	都道府県知事	平成31年5月1日	
学 校 調 査 施 設 票	高等学校等	校長	本校分校別	3部	市町村長	平成31年5月1日	専修学校、幼保連携型認定こども園のみ
	各種学校	〃	〃	〃	〃	〃	

(つづき)

調査票の種類		報告義務者	調査票の作成単位	提出部数	提出先	調査期日	備考
卒業 状況 調査 の票	中義務教育学校 特別支援学校(中学部)	校長	本校分校別	3部	市町村長	平成31年 5月1日	高等学校本科又は 特別支援学校高等 部本科の卒業者の み調査します。  後期課程は本科の卒業 者のみ調査します。
	高等学校						
	特別支援学校(高等部)	〃	〃	〃	〃	〃	
	中等教育学校	〃	〃	〃	都道府県知事	〃	

市町村長は、提出された調査票を審査の上、都道府県知事が指定する期日までに都道府県知事に提出します。

(3) 私立学校

調査票の種類		報告義務者	調査票の作成単位	提出部数	提出先	調査期日	備考	
学 校 調 査 票	小学校	校長	本校分校別	左の作成単位毎に3部	市町村長	平成31年 5月1日		
	中学校	〃	〃	〃	〃	〃		
	義務教育学校	〃	〃	〃	〃	〃		
	高等学校(通信制独立校を除く)	〃	〃	〃	都道府県知事	〃		
	中等教育学校	〃	〃	〃	〃	〃		
	特別支援学校	〃	〃	〃	市町村長	〃		
	幼稚園	園長	本園分園別	〃	〃	〃		
	幼保連携型認定こども園	〃	〃	〃	〃	〃		
	専修学校	校長	本校分校別	〃	〃	〃		
	各種学校	〃	〃	〃	〃	〃		
学校通信教育調査票(高等学校)		校長	本校分校別	3部	都道府県知事	平成31年 5月1日		
学 校 調 査 設 票	高等学校等 各種学校	高等学校又は中等教育学校の設置者	本校分校別	3部	都道府県知事	平成31年 5月1日		
	高等学校等 各種学校							その他の学校の設置者(上記の私立学校の設置者を除く。)
卒業 状況 調査 の票	中義務教育学校 特別支援学校(中学部)	校長	本校分校別	3部	市町村長	平成31年 5月1日	高等学校本科又は 特別支援学校高等 部本科の卒業者の み調査します。  後期課程は本科の卒業 者のみ調査します。	
	高等学校							〃
	特別支援学校(高等部)	〃	〃	〃	〃	市町村長		〃
	中等教育学校	〃	〃	〃	都道府県知事	〃		

\* その他の学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校です。  
市町村長は、提出された調査票を審査の上、都道府県知事が指定する期日までに都道府県知事に提出します。

(4) 市町村教育委員会

調査票の種類	作成者	調査票の作成単位	提出部数	提出先	調査期日	備考
不就学学齢児童生徒調査票	市町村教育委員会		3部	市町村長	平成31年 5月1日	

市町村長は、送付された調査票を審査の上、都道府県知事が指定する期日までに都道府県知事に送付します。

## [付] 関係法令の名称及び事項別条項索引

### 調査統計事務関係

(統計全般)

- 「統計調査」の調査票は統計調査の目的以外の目的で使用はできない …………… 統計法第 40 条
- 未報告、報告妨害、虚偽の報告、秘密の保護違反、公表以前の結果の窃用等の罰則 …………… 統計法第 57 条～第 61 条

(統計法施行令第 4 条に基づく法定受託事務)

学校が廃止されたときの報告義務者の指定

- 学校が廃止されたときの報告の義務及び方法……………学校基本調査規則第 7 条  
(学校廃止後の書類の保存 …………… 学校教育法施行令第 31 条)
- 調査票等の都道府県教育委員会への送付 …………… 学校基本調査規則第 10 条
- 都道府県知事が文部科学省の公表以前に結果を公表する方法、公表の範囲 …………… 〃 第 11 条
- 調査票の保存期間 (都道府県知事及び都道府県教育委員会は、調査票及び関係書類を文部科学大臣の公表の日から 1 年間保存するものとする) …………… 〃 第 13 条

### 認可・届出事項関係

学校に関する認可又は届出事項の主なものは次のとおりです。これらの事項については調査票の記入に際して不明であるということは通常あり得ません。

- 設置・廃止等認可・届出事項の規定 …………… 学校教育法第 4 条
- 上記第 4 条で定める認可事項の内訳 …………… 学校教育法施行令第 23 条
  - 市町村立小・中学校等の設置・廃止等についての届出 …………… 〃 第 25 条
  - 学校設置の認可申請・届出手続 …………… 学校教育法施行規則第 3 条
  - 分校設置の認可申請・届出手続 …………… 〃 第 7 条
  - 課程等の認可申請・届出手続 …………… 〃 第 11 条
  - 特別支援学校の幼稚部等の設置認可申請手続 …………… 〃 第 13 条
  - 学校等の廃止の認可申請・届出手続 …………… 〃 第 15 条
- 市町村立高等学校等の名称・位置・学則の変更等についての届出等………… 学校教育法施行令第 26 条
  - (学則の必要記載事項 …………… 学校教育法施行規則第 4 条)
  - 学校の目的変更 …………… 学校教育法施行規則第 5 条
  - 私立学校の目的変更等(目的・名称・位置・学則・校地・校舎等) …… 学校教育法施行令第 27 条の 2
  - 校地・校舎等の取得・処分等 …………… 学校教育法施行規則第 6 条
- 私立学校長の届出 …………… 学校教育法第 10 条、学校教育法施行規則 第 27 条
- 学級の編制の認可申請 …………… 学校教育法施行規則第 10 条
- 設置者変更の認可申請・届出 …………… 〃 第 14 条

### 調査事項関係

#### (1) 学校調査

- 学校の定義 (幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校) …………… 学校教育法第 1 条
- 学校の定義 (幼保連携型認定こども園) …………… 教育基本法第 6 条
- 設置者 学校は国 (国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)・地方公共団体 (公立大学法人を含む。)・学校法人のみが、これを設置できる …………… 〃 第 2 条
  - 上記にかかわらず私立の幼稚園は学校法人以外でも設置できる …………… 学校教育法附則 第 6 条
  - 上記にかかわらず私立の幼保連携型認定こども園は学校法人以外でも設置できる …………… 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第 17 条
- 専修学校の定義 …………… 学校教育法第 124 条

○各種学校の定義	〃	第134条
(注) 「他の法律に特別の規定がある」として、専修学校又は各種学校としない例		
職業能力開発校（職業能力開発促進法），保育所・児童自立支援施設（児童福祉法）， 防衛大学校・防衛医科大学校（防衛省設置法），水産大学校，海技大学校，航海訓練所， 海員学校，航空大学校（各独立行政法人の個別法）		
「関連する法律はあるが，特別の規定」とはせず，専修学校又は各種学校と解すべき例		
保健師・助産師・看護師養成所，栄養士養成施設，理容師養成施設，美容師養成施設， 調理師養成施設，保育士養成施設		
○へき地等学校の指定	〃	へき地教育振興法，都道府県条例
○高等学校の大学科分類	〃	高等学校設置基準第6条
○指導要録の作成	〃	学校教育法施行規則第24条
○特別支援学級の定義及び設置の区分	〃	学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条
○教務主任・学年主任	〃	小学校（中学校・高等学校等に準用）第44条
○保健主事	〃	小学校（中学校・高等学校等に準用）第45条
○生徒指導主事	〃	中学校（高等学校・中等教育学校等に準用）第70条
○進路指導主事	〃	中学校（高等学校・中等教育学校等に準用）第71条
○学科主任・農場長	〃	第81条
○寮務主任	〃	第124条
○特別支援学校の部主事	〃	第125条
○教員組合事務専従者	〃	地方公務員法第55条の2第1項ただし書き
○指導主事	〃	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条
○介護休業	〃	育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律第11条，第61条
○産休代替教職員	〃	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条，第5条
○育児・介護休業代替教職員	〃	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条，育児休業，介護休 業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第22条
○負担法による者	〃	義務教育費国庫負担法，市町村立学校職員給与負担法
○学校栄養職員（学校給食栄養管理者）	〃	学校給食法第7条
○特別支援学校の寄宿舎指導員	〃	学校教育法第79条
○特別支援学校の「児童福祉施設」	〃	児童福祉法第7条
○特別支援学校の「国立療養所重心病棟」	〃	児童福祉法第27条第2項
○学校医等	〃	学校保健安全法第23条
○特別支援学校の障害種別の学級編制	〃	学校教育法施行規則第121条第3項
(2) 学校通信教育調査		
○協力校	〃	高等学校通信教育規程第3条
○定時制課程又は他の通信制課程との併修	〃	第12条
○特科生	〃	附則第2項



統計法に基づく  
国の統計調査で  
す。調査票情報  
の秘密の保護に  
万全を期します。

平成31年度 学 校 基 本 調 査

# 不 就 学 学 齢 児 童 生 徒 調 査 票

—平成31年5月1日現在—

(様式第18号)  
統計法に基づく基幹統計調査

1 教育委員会 の所在地	〒 (市区郡) (町村) (番地)	2 教育委員会名
--------------------	-------------------	-------------

報告者	取扱者	氏名	電話 ( <input type="text"/> <input type="text"/> )
-----	-----	----	--

区 分		6 歳		7 歳		8 歳		9 歳		10 歳		11 歳		計(6～11歳)		12 歳		13 歳		14 歳		計(12～14歳)	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
4 理由別 就学 免除 者	病弱・発育不完全	1	0	1	0																		
	児童自立支援施設又は 少年院にいるため	1	0	2	0																		
	重国籍のため	1	0	3	0																		
	そ の 他	1	0	4	0																		
	計	※	1	0	5	0																	
就学 猶予 者数	病弱・発育不完全	1	0	6	0																		
	児童自立支援施設又は 少年院にいるため	1	0	7	0																		
	重国籍のため	1	1	8	0																		
	そ の 他	1	0	9	0																		
	計	※	1	1	0	0																	
5 1年以上居所不明者数	※	1	1	1	0																		
6 学齢児童生徒死亡者数 (平成30年度間、平成30年4月 1日現在の満年齢で記入する)	※	1	1	2	0																		

都道府 県番号	市町村番号	類型
		8

(不)

3 教育委員会の設置類型別 (該当する項の番号を票右 上の類型に記入する。)	1 市(区)町村 2 全部教育事務組合 3 一部教育事務組合 4 共同設置
--	--

### 調査票の扱い

- 電子調査票による提出の場合は、回答データの送信をもって調査票の提出となるため、紙の調査票の提出は必要ありません。
- 紙の調査票による提出の場合は、同じものを4部作成し、1部を控とし、3部を都道府県から指示された方法で提出する。
- 調査票記入後は、検算できるところは検算し、前年度の数値と比べて著しい差がないか等、誤りのないよう確認してください。

### 記入上の注意

- この調査票の結果処理は電子計算機によって行うので、処理の際に誤りを生じないように、調査票を記入、作成するに当たっては、特に次の点に注意する。
- 調査票の各欄に数字を記入する際は、各欄の桁目の右側につめて記入する。例えば  の欄に「35」と記入する場合は、 のように記入する。また、該当する数値がない場合は、空欄とし、「0」は記入しない。
  - 数字は、1桁ごとに1字ずつ、ていねいに記入し、桁目からはみ出さないようにする。
  - 「都道府県番号」、「市町村番号」及び「教育委員会の設置類型別」の各欄は必ず記入する。市町村番号の記入にあたって設置類型別が「2～4」の時は、その教育委員会の所在市町村番号とする。
  - その他、都道府県等から指示があった場合は、その指示に従って調査票を作成する。

### 調査事項の説明

- 教育委員会の設置類型別 該当する項の番号を右上欄外の「類型」に記入する。
- 理由別就学免除者及び就学猶予者数「就学免除者」及び「就学猶予者」とは、5月1日現在市町村教育委員会から就学の免除又は猶予を受けている者をいう。年齢は、平成31年4月1日現在の満年齢による。

### 年 齢 早 見 表 (平成31年4月1日現在)

満年齢	生年月日の範囲	満年齢	生年月日の範囲
6 歳	平成24年4月2日～平成25年4月1日	11 歳	平成19年4月2日～平成20年4月1日
7 歳	23 " ～ 24 "	12 歳	18 " ～ 19 "
8 歳	22 " ～ 23 "	13 歳	17 " ～ 18 "
9 歳	21 " ～ 22 "	14 歳	16 " ～ 17 "
10 歳	20 " ～ 21 "		

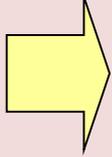
- 1年以上居所不明者数 1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊(簿冊に相当するもの(電子ファイル・データベース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの)を含む)に記載(記録)されている者(昭和32年2月25日付文初財第83号文部省初等中等教育局長通達「学齢簿および指導要録の取扱について」(4)に基づく者)の数を5月1日現在で記入する。年齢は、平成31年4月1日現在の満年齢による。
- 学齢児童生徒死亡者数 この欄には、平成30年度の学齢児童生徒のうち、平成30年度間(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)に死亡した者の数を年齢別に記入する。この場合の年齢は、平成30年4月1日現在の満年齢による。

### (補注)

- 外国人は、対象から除外する。
- 小・中学校等に在学する外国人を除く「学齢児童生徒」に、この調査票で報告される「就学免除者」、「就学猶予者」、「1年以上居所不明者」を加えた数が、原則として6歳から14歳の人口に等しくなる。

# 平成31年度 学校基本調査 問合せ先

## 1. 調査の内容に関すること

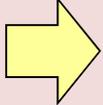


「平成31年度学校基本調査の手引」を御確認の上、お問合せください。  
お問合せ先は次のとおりです。

お問合せ先

- (1) 国立の学校……………文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係
- (2) 公立及び私立学校……市町村又は都道府県統計主管課
- (3) 市町村教育委員会(不就学学齢児童生徒調査)…市町村又は都道府県統計主管課

## 2. 政府統計オンライン調査システムに関すること



**文部科学省ヘルプデスク** にお問合せください。

### 【ヘルプデスク運用期間及び受付時間】

平成31年4月上旬 ～ 7月末日

土・日・祝日を除く 9:30～12:00, 13:00～17:30

### 【連絡先】

連絡先については、文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp/>)  
(文部科学省トップページ→「白書・統計・出版物」→「統計情報」  
→「学校基本調査」→「オンライン調査システム」)に掲載します。  
(4月上旬予定)

## オンライン調査システムに関するよくある問い合わせ BEST 3

?

： 変更後のパスワードを忘れてしまいました。

→忘れてしまった場合はパスワードを再発行します。詳しくは学校用手引「パスワードの再発行」を御確認ください。

メールアドレスを誤って登録した等の理由で再発行ができない場合は、文部科学省ヘルプデスクに連絡し、パスワードの初期化を行います。(最初に配布されたパスワードに戻ります。)

調査対象者ID, 都道府県, 学校調査番号, 学校名, 連絡先をFAXやメールでお知らせください。

?

： PDFファイルから、回答送信ができません。送信エラーのメッセージが出ます。

→パソコンの環境が推奨環境に満たない場合、送信できないことがあります。推奨環境については、15ページを御確認ください。また、電子調査票のダウンロード画面から、ブラウザ上で操作することにより送信できる場合があります。詳しくは学校用手引「回答データの送信ができない場合の対処方法」を御参照ください。

?

： 送信しましたが、回答データ受付後のメールが届きません。送信した内容はちゃんと届いているでしょうか。

→メールアドレスが誤っているか、パソコンのセキュリティ上メールを受け付けられない設定になっている可能性があります。メールアドレスの変更方法については、学校用手引のQ&Aを御参照ください。なお、電子調査票のダウンロード画面において、「回答済」や「回答日時」が表示されていれば回答が受け付けられています。また、「状況」欄において、「回答済」リンクをクリックすることで送信した内容を御確認いただけます。詳しくは学校用手引を御参照ください。